

寒河江市教育委員会公の施設に係る使用料徴収委託規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和6年3月26日

寒河江市教育委員会教育長 佐藤志津男

寒河江市教育委員会規則第4号

寒河江市教育委員会公の施設に係る使用料徴収委託規則の一部を
改正する規則

寒河江市教育委員会公の施設に係る使用料徴収委託規則（平成18年教育委員
会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条」を「地
方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。